

市有（行政・普通）財産一時使用許可申請書

令和 年 月 日

南魚沼市長 林 茂 男 宛

申請人 住 所 _____

代表者 _____

(電話番号 - -)

下記のとおり市有財産を一時的に使用したいので、許可を申請します。

| | | |
|-----------------|-------------------------|----|
| 1 財産の表示 | | |
| 2 使用目的又は用途 | | |
| 3 使用面積 | | |
| 4 使用期間 | 自 : 令和 年 月 日 | 日間 |
| | 至 : 令和 年 月 日 | |
| 5 使用時間(必要により記入) | : ~ : | |
| 6 添付書類 | 1 位置図 2 利用計画図 3 その他 () | |

※添付書類は、添付した書類の番号に○を付ける。

市有（行政・普通）財産一時使用許可書

令和 年 月 日

様

南魚沼市長 林 茂男 ㊟

上記申請について、下記条件を付して許可します。

| | |
|---|----------------------------|
| 1 使用料 | 円 (ただし、期間の途中解約による還付は行わない。) |
| 2 許可条件 | |
| (1) 使用期間を延長する場合は、その都度申請するものとする。 | |
| (2) 使用期間中であっても、市に必要が生じた場合、市は許可を取り消すことができる | |
| (3) 許可条件に違反したとき、および市の指示に従わないときは、市は許可を取り消すことができる | |
| (4) 許可の取り消しによって使用者に損失が生じても、市はその損失を補償しない。 | |
| (5) 使用期間の満了または、許可を取り消された場合は、直ちに使用財産を貸付時の現状に回復のうえ、市に返還しなければならない。 | |
| (6) 使用財産を指定用途以外に使用したり、他の第三者に使用させてはならない。 | |
| (7) 使用者の責に帰する事由により使用財産の全部または一部を滅失し、または毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。 | |
| (8) 使用財産について支出した有益費、必要費その他の費用を請求することはできない。 | |